

## 第8節 消防用設備等の技術上の基準の付加基準

(第34条の4 - 第34条の6)

法第17条第2項の規定に基づき付加する消防用設備等の技術上の基準については、次のとおりとする。

### 第1 消火器具に関する基準

本条は、政令第10条の適用を受けない防火対象物に存する特定の設備器具のある場所について、消火器具に関する設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

1 条例第34条の5第2項の規定は、政令別表第1に掲げる防火対象物で出火危険等がある特定の設備器具の存する場所に消火器具を設けなければならないとしたものである。

2 第2項各号に規定する場所とは、次のとおりである。

(1) 「火花を生ずる設備のある場所」とは、グラビア印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

(2) 「変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備その他これらに類する電気設備のある場所」とは、次に掲げるものをいう。

ア 変電設備（電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー等の電気機器によって構成されるもの。）で全出力が20kW以上のものをいう。

イ 発電設備は、内燃機関によるものだけでなく、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電、バイオマス発電の発電設備をいう。ただし固定して用いるものに限る。（条例第12条第4項に定めるものを除く。）

ウ その他これらに類する電気設備は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断器、計器用変成器等をいう。）及び蓄電池設備をいい、これら電気設備にあつては、冷却又は絶縁のために油類、ガス類の使用の有無に関係なく電気設備のある場所は本条の適用を受けるものである。例として、次のいずれかに該当するものがある。 ◇

第8節 消防用設備等の技術上の基準の付加基準

- (ア) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのも
  - (イ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
  - (ウ) 蓄電池設備で、その容量が4,800Ah・セル未満のもの
  - (エ) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御式のもの
  - (オ) 配線、照明、電動機等
- (3) 規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室、調理室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。
- ア 営業用食品加工炉及びかまど
  - イ 工業炉及びかまどを設置する場所
  - ウ 公衆浴場の火焚場
  - エ 火葬場のかま場
  - オ 焼却炉
  - カ 厨房（個人の厨房及びコンロ数2口以内を除く。）
  - キ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が21kW以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
  - ク 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
  - ケ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
  - コ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
  - サ サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
  - シ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
  - ス 火花を生ずる設備
  - セ 放電加工機
- ※ ア オについては、据付面積2㎡以上の炉に限る。（個人の住居に設けるものを除く。）